タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和２年６月)

６月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
１	千歳交通株式会社（法人番号５４３０００１０４３７９２）　代表者瀧澤順久	北海道千歳市末広１丁目４番８号	札幌支店	北海道札幌市白石区南郷通２丁目南８番４号	R2.6.3	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項	令和２年６月２日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）運転者に対する指導監督違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）	０	７
２	東海ハイヤー株式会社（法人番号９４４０００１００１３４１）代表者横田有一	函館市海岸町９番１２号	本社営業所	函館市海岸町９番地１２号	R2.6.16	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項	令和２年４月２７日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）運転者に対する指導監督違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）	０	０
３	有限会社阿寒観光ハイヤー（法人番号３４６０００２００１５６）　代表者松岡篤寛	北海道釧路市阿寒町新町２丁目４番７号	本社営業所	北海道釧路市阿寒町新町２丁目４番７号	R2.6.23	輸送施設の使用停止（２０日車）及び文書警告	道路運送法第２０条　他３件	令和２年４月２３日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）営業区域外旅客運送違反（道路運送法第２０条）、（２）点呼の実施義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第１項、第２項）、（３）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（４）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第２５条第３項、第４項）	２	２
	以下余白									